

福岡都市計画地区計画の決定  
(福岡市決定)

都市計画城西三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称	城西三丁目地区地区計画	
位置	福岡市早良区城西一丁目、三丁目の各一部	
面積	約 2.8 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>福岡市西部の『副都心』として位置づけられた「西新・藤崎地区」には、大型百貨店や商店街を中心として商業・業務施設の高度な集積が進行している。</p> <p>副都心に隣接した立地特性を持つ当地区には、副都心の機能拡大に伴う商業・業務施設の集積が相当進行しており、今後も商業・業務を主体とした機能の集積が更に見込まれる。</p> <p>このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進するとともに、健全な商業・業務施設の誘導を図り、良好な市街地環境の形成を行うことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	副都心に隣接した立地特性を生かし、健全な商業・業務施設等の集積を図る。
	建築物等の整備の方針	土地の合理的な高度利用を図るため、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定め、狭小敷地の共同化を促進する。

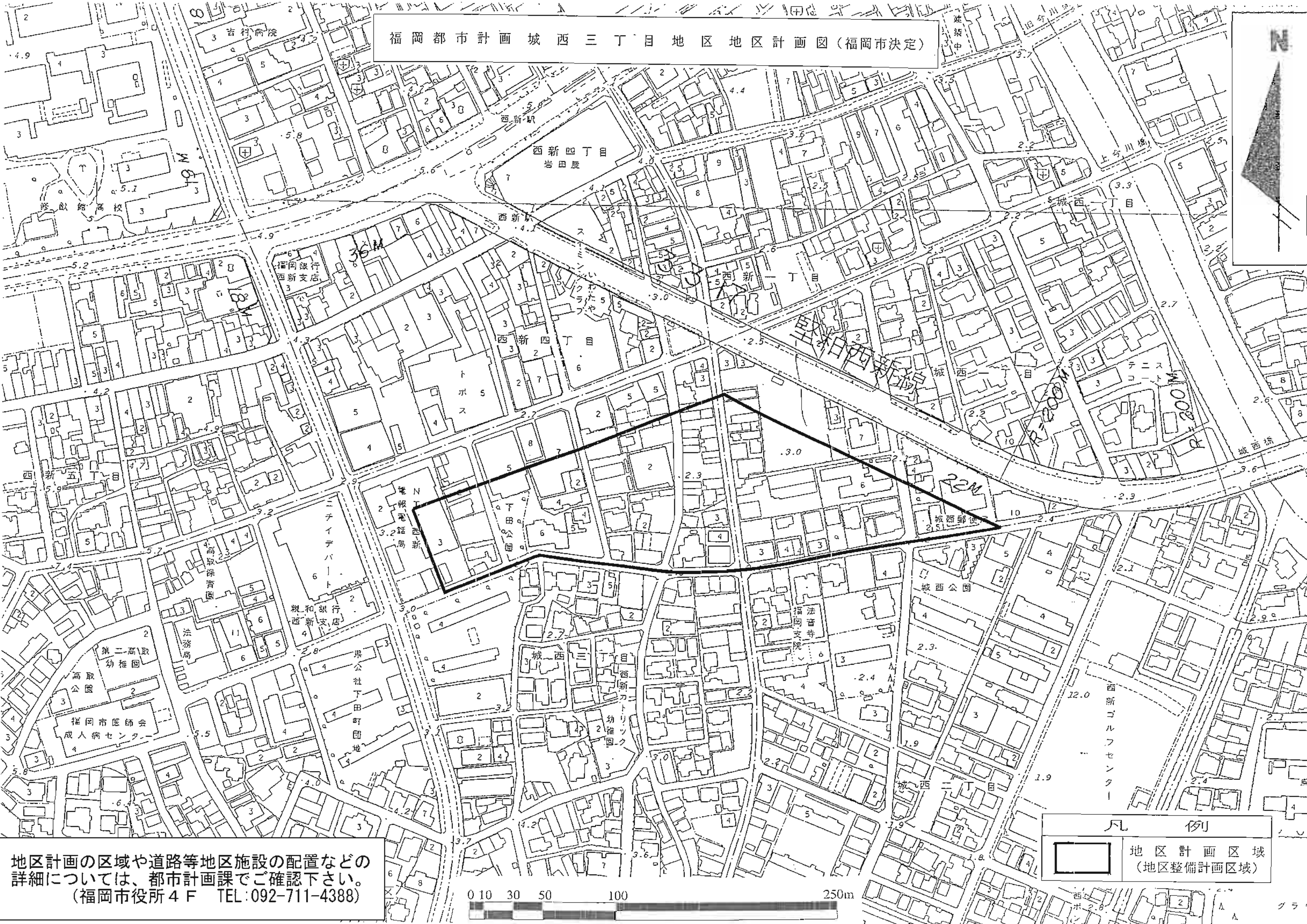
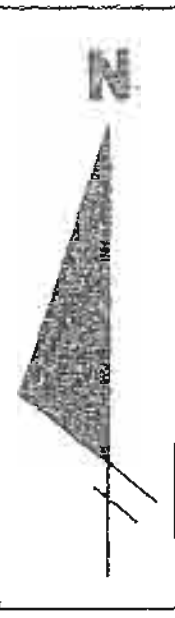
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の20とする。</p> <p>建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

副都心「西新・藤崎地区」に隣接した立地特性を持つ当地区は、副都心の機能拡大に伴う商業・業務施設の集積地区であり、今後も同機能の集積が更に見込まれる。このため、今後予想される開発等を計画的かつ適正に誘導し、良好な市街地形成を行うことを目的として、本案のとおり決定するものである。


福岡都市計画城西三丁目地区地区計画図（福岡市決定）



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの  
 詳細については、都市計画課でご確認下さい。  
 （福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388）



凡 例

	地区計画区域 （地区整備計画区域）
---	----------------------